

山口県都市計画審議会会長 様

山口県知事 二 井 関 成

大和都市計画区域及び熊毛都市計画区域の変更について (諮問)

大和都市計画区域及び熊毛都市計画区域を下記のとおり変更することについて、都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 5 条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

1 都市計画区域の名称

周南東都市計画区域

2 都市計画区域の変更に係る土地の区域

追加する土地の区域

光市上島田七丁目の一部、上島田八丁目の一部、上島田九丁目の一部及び大字小周防並びに大字立野字岩嶽、字観音浴、字奥山ノ神、字寺浴、字庄ノ田、字台ノ田、字嶋谷、字柏原、字桧ヶ浴、字前山ノ神、字地坂、字乗背倉、字森ノ下、字下松屋、字中松屋、字前柏原、字奥柏原、字三郎ヶ浴、字竹ノ下、字上松屋、字上乘倉、字藤尾、字師藤田、字五反田、字三步市、字下乗倉、字奥西迫、字東三步市、字奥叶松、字宅庵迫、字中西迫、字前西迫、字上和郎浴、字正田、字西三步市、字堂ノ下、字鍛冶屋、字安森、字前叶松、字森ヶ峠、字下曾屋、字下和郎浴、字大門、字大浴、字上曾屋、字六ヶ坪、字中村、字中用作、字慶周寺、字向房、字一ノ瀬、字辨才天、字蔵本、字奥慶周寺、字迫、字本安、字影ノ平、字柳原、字羽佐田、字下定徳、字一ノ谷、字花ノ木、字奥ヶ迫、字中定徳、字定徳、字浄仙、字二又浴、字小原、字姥ヶ谷、字北原、字長迫、字高畠、字石見堂、字石佛、字伏尾、字切詰、字半田、字四郎丸、字石ノ口、字岡ノ迫、字下石佛、字小尺田、字未登志、字上綱、字同免、字生ノ迫、字大下、字平原、字神ノ前、字大久保、字立ヶ迫、字片山、字大迫、字王地

及び字大ヶ浴の一部

3 変更の理由

大和都市計画区域(昭和 52 年指定)及び熊毛都市計画区域(昭和 52 年指定)は、地形などの自然条件や通勤通学、物流などの社会・経済条件、行政施設、都市施設等の配置等において一体性を備えているものと考えられます。

このため、大和都市計画区域及び熊毛都市計画区域を一の都市計画区域とし、併せて周辺の宅地開発が進みつつある光市小周防地区を新たに都市計画区域に編入し、一体の都市として整備、開発及び保全を図ろうとするものです。

- 凡例
- 変更前
- 大和都市計画区域
 - 熊毛都市計画区域
- 変更後
- 周南東都市計画区域

都市計画区域には、地先公有水面を含む。



